

理事会・委員会規則

第1章 総 則

- 第1条 本規則は定款第6章を補足するものである。
- 第2条 理事長は、理事、監事に理事会への出席を依頼する。
- 第3条 理事長が必要と認めた場合、理事会に陪席者をおくことができる。
- 2 事務局員は理事会に出席し、議事録を作成する。

第2章 持ち回り理事会

- 第4条 持ち回り理事会は、電子メールを用いて行う。理事、監事、事務局職員で構成するメーリングリストを用いる。メールの発信は事務局から行い、発信者は理事長とする。
- 第5条 持ち回り理事会開催にあたっては開催期間を明確にする。原則として1～2週間以内とする。
- 第6条 持ち回り理事会での決定事項は理事会で確認する。

第3章 委 員 会

- 第7条 本章は定款第7章を補足するものである。
- 第8条 委員長、委員の選任は次の各項による。
- (1) 委員長および委員は、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
 - (2) 委員長は、代議員の中から選任する。
 - (3) 委員長は、原則として他の委員会委員長と重複して就任することを避ける。
 - (4) 新しく委員会を立ち上げる場合は、委員長は理事会が選任し理事長が委嘱する。他の委員は委員長が選任し、理事会に推薦する。
 - (5) 委員長の交代の場合は、委員会が候補者を選任し、理事会に推薦する。候補者の選任の方法は委員会に委ねる。
 - (6) 委員の交代および追加の場合は、委員会が次期委員の候補者を会員の中から選任し、理事会に推薦する。候補者の選任の方法は委員会に委ねる。
- 第9条 委員会は、必要に応じて、副委員長、委員会事務局長を置くことができる。副委員長、委員会事務局長は理事長が委嘱する。
- 第10条 理事長は、理事の中から委員会担当理事を任命する。
- 2 委員会担当理事は委員会に出席し、委員会活動を支援するとともに、学会方針との整合性を図り、理事会との意志疎通を図る。
 - 3 委員会担当理事は委員の定数には含めない。
- 第11条 委員、委員長の任期は次の各項に定める。
- (1) 委員の任期は、委嘱を受けた社員総会の終結のときから翌年の社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。ただし、委員長である期間も含め

て連続 6 期を超えないものとするが、各委員会規則に別途規定がある場合を除く。

- (2) 原則として、少なくとも 2 年ごとに当該委員会委員の約 3 分の 1 が交代するものとする。新任の委員の選出は各委員会に委ねる。
- (3) 委員長の任期は、委嘱を受けた社員総会の終結のときから翌年の社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。ただし、原則として連続 4 期を超えないものとする。
- (4) Ad hoc の委員会に関しては、設置から解散まで同一の委員・委員長で構成することを可とし、(1)から(3)の規定を適用しない。なお、第 8 条に従って委員の変更追加・委員長の交代ができる。

第 12 条 委員会活動に係わる経費は、年間活動計画に根拠を付して理事会に申請する。

- 2 交通費、宿泊費等は、別に定める学会規定に基づいて支弁される。
- 3 委員長は、委員会の活動に関する収支決算を指定された期日までに理事長に報告する。

第 13 条 委員会は委員長、または担当理事が招集する。

- 2 委員会は、委員数の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。委員長への委任状はこれを認める。
- 3 委員会は、出席者の過半数をもって議決することができる。賛否同数の場合は、委員長が議決する。
- 4 委員長は、必要に応じてオブザーバーを委員会に参加させることができる。オブザーバーの旅費宿泊費は、学会規定に基づいて支弁する。

第 14 条 委員長は、委員会議事録、活動記録を指定された期日までに理事長に報告する。

- 2 事務局員は編集委員会・セミナー委員会・専門医委員会に出席し、議事録を作成する。
- 3 第 2 項に示した委員会以外で事務局員の出席を必要とする会議がある場合は、委員長は理由を沿えて事務局担当理事に申請し、承認を得る。

第 15 条 各委員会は、必要に応じて本規則に含まれない規定を理事会の承認のもとに委員会内規として定めることができる。

第 16 条 学術集会会期中の委員会開催を検討する場合は、会長に開催の許諾を得た後、次の各項に留意して学術集会本部に会場手配を依頼する。

- (1) 委員会委員長は、学術集会の 4 カ月前までに委員会開催希望を会長および学術集会事務局に申し出る。
- (2) 会長および学術集会事務局は、学術集会の主要行事と重なる時間での開催を避けるため、委員会開催可能時間帯と使用可能な会議室一覧を委員長に提示する。

- (3) 委員長は、提示された中から委員を招集できる日時を選び、会長および学術集会事務局に連絡して本決定とする。
- (4) 会議室使用料は会議室のレンタル料を時間割して算出し、学会本体の委員会費から支出する。ただし、会長が認めた場合には学術集会の経費として計上することもできる。
- (5) 会議に必要な茶菓等は学会本体の委員会費から支出する。
- (6) 会議室のレイアウト変更などは使用者が行う。

第 17 条 事務局員が出席する委員会・会議は、原則として平日の 9:00～17:45 に行う。

- 2 第 1 項に示した時間以外（以下、時間外とする）に委員会・会議を行う場合は、原則として事務局員なしで開催し、議事録は委員長が作成する。
- 3 第 14 条 2 項に示した 3 委員会で時間外に委員会を開催する場合は、録画ファイルを担当事務局員に提出して議事録作成を委託する。
- 4 時間外に事務局員を出席させて行う場合は、その時間帯に開催する理由を沿えて事務局担当理事に申請し、承認を得る。

第 4 章 代 議 員

第 18 条 本章は定款施行細則第 1 章第 4 条（2）を補足するものである。

第 19 条 新代議員の選出に際して、定款施行細則第 4 条の（2）に記載された資格条件を満たしていない場合でも、既に本会への多大な貢献が認められ、今後も本会の発展に寄与すると判断できる者は、理事会が代議員への就任を承認できるものとする。

第 5 章 慶弔見舞金

第 20 条 他団体への慶弔金は本会の公費として処理し、当該式典への出席に係る旅費・日当・宿泊費についても規定に基づき支給する。

- 2 他団体への祝賀金は、20,000 円とする。

第 21 条 会員の弔事に際しては、供花代などとして名誉会員および役員には目安として 30,000 円、代議員には目安として 20,000 円、正会員には目安として 10,000 円を支出する。

- 2 ただし、未納会費がある場合はこの限りではない。

第 22 条 その他の慶弔金拠出については、都度持ち回り理事会で審議のうえ決定する。

第 6 章 学 術 集 会

第 23 条 本章は定款第 8 章を補足するものである。

第 24 条 援助費、余剰金については以下の各項に定める。

- (1) 学術集会開催援助費 200 万円は前年度に学術集会会長に支給し、学術集会後に会長より本体会計に返金する。
- (2) 援助費返金後、公認会計士が概算税額を算出する。

- (3) 概算税額を控除後、余剰金がある場合、25%を学会本体会計へ繰り入れ、75%を学術集会会長の所属する公的機関へ寄付する。ただし、学術集会会長への寄付は 500 万円を上限額とする。
 - (4) 赤字の場合、本体会計で補填する。
- 2 本体会計の決算後に正式な税額が明らかになるが、その時点で修正は行わない。

第7章 補 則

第 25 条 本規則の変更は、理事会の議を経るものとする。

制定	1999 年 7 月 1 日
変更	2011 年 6 月 9 日（定款改訂に伴う変更）
変更	2013 年 4 月 1 日（法人化に伴う変更）
変更	2015 年 10 月 28 日（委員、委員長の任期改定に伴う変更）
変更	2016 年 5 月 11 日（代議員選出・再審査に伴う変更）
変更	2016 年 6 月 22 日（委員会開催規定の追加）
変更	2017 年 5 月 18 日（オブザーバーの旅費宿泊費規定の追加）
変更	2017 年 7 月 14 日（委員と委員長の任期変更）
変更	2017 年 10 月 5 日（慶弔金規定の追加）
変更	2018 年 8 月 3 日（援助費、余剰金規定の追加）
変更	2021 年 5 月 20 日（会長への寄付上限額の追加）
変更	2023 年 2 月 16 日（事務局が出席する委員会・会議規定の追加）
変更	2024 年 2 月 22 日（委員、委員長の任期の訂正）
変更	2024 年 9 月 6 日（委員、委員長の任期の変更・追加）